

第4節 金融に関する税制

金融庁では、「骨太の方針」における「貯蓄優遇から投資優遇への金融のあり方の切り替えなどを踏まえ、税制を含めた関連する諸制度における対応について検討を行う。」との指摘等を踏まえ、平成13年8月末に財務省主税局及び総務省自治税務局に対して、それぞれ金融・証券等に関する税制改正要望を提出し、税務当局や与党等との関係者との議論を経て、以下を主な内容とする税制改正が行われた。(要望項目の詳細は資料9-4-1参照)

1. 株式等譲渡益課税の見直し(第153回臨時国会)

与党三党における「株式等譲渡益課税の見直し」(13年10月3日)の決定を踏まえ、以下を内容とする見直し。

(見直し前の制度概要)

株式等に係る譲渡益については、申告分離課税と源泉分離課税方式の選択制。

- ・ 申告分離課税：譲渡益 × 26%
- ・ 源泉分離課税：みなし譲渡益(譲渡価格 × 5.25%) × 20%

ただし、源泉分離課税は15年3月末で廃止。

(金融庁の税制改正要望内容)

(1) 申告分離課税の改善

- ・ 税率の引下げ(26%→10%)
- ・ 翌年以降への譲渡損の繰越(5年)
- ・ 長期(1年超)保有上場株式等の譲渡益に係る特別控除の拡充・恒久化(100万円→200万円)

(2) 申告不要制度の導入

(3) 源泉分離課税制度廃止にあたり、円滑な制度移行のための経過措置

(結果)

(1) 申告分離課税への一本化 [15年4月1日⇒15年1月1日へ前倒し]

(2) 上場株式等に係る申告分離課税の税率の引下げ [26%⇒20%]

(3) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度の創設

[損失が生じた年の翌年以後3年間]

(4) 13年9月30日以前に取得した上場株式等に係る取得費の特例の創設

[13年10月1日における価格の80%相当額とすることができる。]

(5) 長期(1年超)保有上場株式等に係る暫定税率の特例の創設

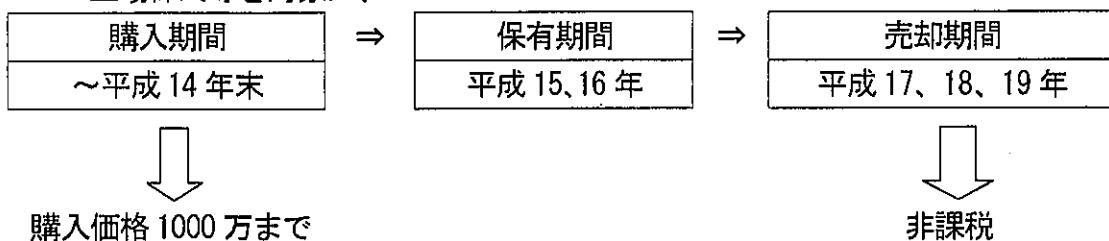
[20%⇒10%(15年～17年)]

(6) 長期(1年超)保有上場株式等に係る100万円特別控除の延長

[15年3月31日まで ⇒ 17年12月31日まで]

(7) 緊急投資優遇措置

上場株式等を対象に、



2. 14 年度税制改正（第 154 回通常国会）

株式譲渡益課税以外の項目については、政府税制調査会において「平成 14 年度の税制改正に関する答申」(13 年 12 月 14 日) が示され、与党三党においても「平成 14 年度税制改正大綱」(13 年 12 月 14 日) が決定された。これらを踏まえて、14 年 1 月 17 日に「平成 14 年度税制改正の要綱」が閣議決定され、所要の法律改正が行われた。

当庁関連の 14 年度税制改正の主な内容は以下のとおり。

(1) 簡易な申告の仕組み（申告不要制度）の創設

- 投資家が証券会社に開設した一定の要件を満たす特定口座においては、譲渡所得の計算の特例（取得価格を口座内で計算）を認める。
- 投資家が源泉徴収を希望する特定口座においては、証券会社が 15% の所得税を徴収（取引の都度）・納付（毎月）することにより、確定申告を行わないことを可能とする。
⇒ 源泉徴収を行わない特定口座を開設した投資家及び源泉徴収された税金の還付申告を行う投資家は、特定口座を管理する証券会社が発行する年間取引報告書を利用した簡易な申告が可能。

(2) E T F（株価指数連動型上場投資信託）の対象指数の拡大に伴う税制措置

- 外国株指数（NASDAQ100 指数等）を追加するための所要の規定整備
- 対象指数の追加措置（TOPIX 業種別指数等）

(3) 短期社債等の税制に係る措置の整備

短期社債等については、保有・償還が法人に限定されるもの等一定のものに限り、発行時の源泉徴収を行わないこととする。

(4) 非居住者等とのレポ取引について源泉徴収の免除

外国の金融機関等が国内の金融機関等との間で、一括登録国債、外国の国債・政府機関債・地方債、国際機関債、外国のこれらの債券の発行体の保証債又は外国の特定の金融機関債等を用いて行う一定の要件（取引期間 6 ヶ月以内等）を満たすレポ取引に係る貸付金の利子については、14 年 4 月から 2 年間源泉徴収を免除する。